

合わせガラスに係る無窓階の判定等運用上の留意事項

平成 19 年 3 月 27 日 消防庁予防課長 消防予第 111 号

合わせガラスに係る破壊試験ガイドラインの策定及び無窓階の判定等運用上の留意事項について（通知）

近年、防犯に対する意識の高まりや窓ガラスの破損に伴う人身事故防止等の観点から、防火対象物の開口部に合わせガラスを使用する事例が多くなってきています。このことにかんがみ、防火対象物の開口部に合わせガラスを用いた場合の消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第 6 号。以下「規則」という。）第 5 条の 2 の取扱いについて明確化を図るため、外部からの破壊の容易さを判断するための合わせガラスに係る破壊試験ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）を下記第 1 のとおり定めました。また、第 2 に示す合わせガラスについては、当該ガイドラインに基づく破壊試験の結果を踏まえ、「外部から開放し、又は容易に破壊することにより進入できるもの」として取り扱うこととしたので通知します。兼職におかれましては、下記事項に留意の上、その運用に十分配慮されるとともに、各都道府県消防防災主管部長におかれましては、責都道府県管内の市町村に対し、この旨周知されますようお願いいたします。

記

（本文抜粋）

第 1 合わせガラスに係る破壊試験ガイドライン

1 適用範囲

このガイドラインは、防火対象物の開口部に日本工業規格 R3205 に規定する合わせガラス半を引き違い窓等として用いた場合に、外部から開放し、又は容易に破壊することにより進入できることを確認する試験に適用する。

合わせガラスとは、2 枚以上の材料板ガラスで中間膜（材料板ガラスの間に両者を接着する目的で介在する合成樹脂の層をいう。）を挟み込み全面接着したもので、外力の作用によって破損しても、破片の大部分が飛び散らないようにしたものをいう。

2 用語の定義

このガイドラインにおいて用いる用語の定義は、次による。

- （1）破壊器具 消防隊が消防活動を行う際に消防対象物の一部を破壊するために使用する器具をいう。
- （2）打撃力 破壊器具を振り式に自由落下させることにより、ガラス面に与える衝撃力をいう。
- （3）打撃高さ 破壊器具を振り式に自由落下させる位置（ピッケル先端）とガラス面に衝突する位置との高さの差をいう。
- （4）足場 防火対象物の開口部の外部にバルコニー、屋上広場等の破壊作業のできる足場が設けられているものをいう。

第 2 合わせガラスを用いた開口部に係る規則第 5 条の 2 の具体的な取扱い

合わせガラスを用いた開口部であって 2 以下の（クレセント錠又補助錠をいう。）を解錠す

ることにより、開放することができる合わせガラスを用いた開口部の取扱いは、次によること。

1 次に掲げる合わせガラスについては、第 1 の破壊試験を適用した場合に合格するものとみなし、これらを用いた開口部であって、規則第 5 条の 2 (第 2 項第 3 号後段を除く。) の規定に適合するものは、避難上又は消火活動上有効な開口部として取り扱って差し支えない。

(1) フロート板ガラス 6 ミリ以下 + PVB (ポリビニルフチラール) 30mil (膜厚 0.76 ミリ) 以下 + フロート板ガラス 6 ミリ以下の合わせガラス

(2) 網入板ガラス 6.8 ミリ以下 + PVB (ポリビニルフチラール) 30mil (膜厚 0.76 ミリ) 以下 + フロート板ガラス 5 ミリ以下の合わせガラス

2 次に掲げる合わせガラスについては、第 1 の破壊試験を適用した場合に合格するものとみなし、これらを用いた開口部で外部にバルコニー、屋上広場等の破壊作業のできる足場が設けられている場合であって、規則第 5 条の 2 (第 2 項第 3 号後段を除く。) の規定に適合するものは、避難上又は消火活動上有効な開口部として取り扱って差し支えない。

(1) フロート板ガラス 5 ミリ以下 + PVB (ポリビニルフチラール) 60mil (膜厚 1.52 ミリ) 以下 + フロート板ガラス 5 ミリ以下の合わせガラス

(2) 網入板ガラス 6.8 ミリ以下 + PVB (ポリビニルフチラール) 60mil (膜厚 1.52 ミリ) 以下 + フロート板ガラス 6 ミリ以下の合わせガラス

(3) フロート板ガラス 3 ミリ以下 + PVB (ポリビニルフチラール) 60mil (膜厚 1.52 ミリ) 以下 + 型板ガラス 4 ミリ以下の合わせガラス

第 3 その他

1 消防活動時に合わせガラスを用いた開口部を破壊する場合は、次の事項に留意されたい。

(1) 合わせガラスを破壊器具のピックル部で打撃した場合、貫通・クラック・ひび割れ・くぼみ等は生じるが、ガラスが大きく破壊・脱落することはないため、解錠に必要な開口の大きさを想定し、破壊器具の斧部を用いて想定開口の緑部に治って中間膜を縦及び横方向に切り裂くことにより有効な開口を迅速に確保できること。

(2) 防犯ガラス、合わせガラスには、識別のためのシール(下図 4 及び 5 参照) が貼り付けられているので破壊活動時の参考とすること。

2 引き違い窓等合わせガラスを一部破壊することにより、外部から開放することができる部分を規則第 5 条の 2 に規定する開口部として取り扱うものとする。